

長野県社会的養育推進計画

＜概要版＞

令和2年6月

長野県社会福祉審議会

「長野県社会的養育推進計画」の概要について

1 計画策定の趣旨

平成28年の改正児童福祉法等の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取り組みを推進するため、現行の「長野県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「長野県社会的養育推進計画」を策定した。

2 本計画の位置づけ

本計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの考え方をビルトインした総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画とし、社会的養育の推進に向けて関係機関が連携して取り組むべき具体的な取組をまとめた。

3 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間

前期5年：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

後期5年：令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

4 基本的な考え方

基本方針「子どもの最善の利益の実現」を推進するため、次の5つを基本目標として取り組む。

1	当事者である子どもの権利が守られる
2	地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる
3	家庭と同様の環境において養育される
4	子どもの自立が促進される
5	子どもの養育を地域で支える人材を育成する

なお、計画の策定に当たっては、長野県の特色を強みとして捉え、これらを活かした計画とした。

特色1 高度な専門性と機能を有する児童養護施設が数多く存在する

⇒施設が有している、困難を抱える子どもや家庭に対応するための専門性やノウハウを、市町村・里親等の地域支援や人材育成に積極的に活かしていく

特色2 住民にとって最も身近な行政機関である市町村数が多い

⇒地域の状況に応じた各種社会資源(支援機関)との地域ネットワーク(子ども家庭支援ネットワーク)により、地域の全ての子ども・家庭をきめ細かく支援していく

基本目標1 当事者である子どもの権利が守られる

目指すべき姿

社会的養育の当事者である子どもが、自らの意思を表明し、大人がそれらをきちんと酌み取った上で、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育や支援が行われる社会を実現します。

取り組む内容

様々な場面で、子どもが自分の権利について学ぶ機会を設けるとともに、子どもの意見を聞く仕組みを検討します。

一時保護所の生活環境改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備の促進を図ります。

○子どもの意見を聞く体制の整備・アドボガシー

- (1) 子どもアンケートの実施
- (2) 児童養護施設等への意見箱の設置
- (3) 権利ノートの配布

○一時保護改革

- (1) 里親への一時保護委託の推進
- (2) 児童養護施設による一時保護専用施設の整備

評価指標

評価指標	現況値		目標値	
	H30 年度	R6年度	R11 年度	
一時保護所における1人当たりの平均保護日数（日）	24.7	22	20	
一時保護委託における1人当たりの平均保護日数（日）	25.7	23	20	
里親等への一時保護委託人数（人）	127	166	231	
（参考）一時保護（見込）人数（人）	589	555	578	

評価指標	目標値	
	R6年度	R11 年度
子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合	R2年度アンケートより 向上	100%

基本目標2 地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる

目指すべき姿

地域のすべての子どもや子育て家庭が、困難に直面したとき、必要な相談・支援が切れ目なくうけられる地域社会を構築し、子どもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる体制を作ります。

取り組む内容

子ども家庭総合支援拠点の設置促進と児童相談所への「地域養育支援担当」配置により、地域の特色を生かした「子ども家庭支援ネットワーク」を構築します。

児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し、機能を強化します。

産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握を進め、成立後の相談支援体制を強化します。

○市町村の児童家庭相談体制の強化

- (1) 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置促進等
- (2) 市町村子ども家庭支援ネットワークの構築

○児童相談所の体制強化

- (1) 専門職員の確保・育成
- (2) 児童相談所の介入機能と支援機能の分離
- (3) 関係機関との連携強化
- (4) 児童相談所の配置のあり方の検討

○特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

- (1) 市町村・産科医療機関等との連携強化
- (2) 「にんしん SOS ながの」による取組の推進
- (3) 民間あっせん機関との連携
- (4) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置
- (5) 特別養子縁組成立後の支援体制の充実
- (6) 子どもの権利保障
- (7) 研修機会の充実

評価指標

評価指標	現況値		目標値	
	R1年度末	R6年度	R11 年度	
県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数	36	77	77	
県内の子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	15	77	77	
ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数	46	77	77	
市町村要保護児童対策地域協議会に、いざれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数	12	44	77	

基本目標3 家庭と同様の環境において養育される

目指すべき姿

代替養育が必要な子どもについては、子どもの意向や最善の利益を考慮した上で、施設での専門的なケアが必要な児童を除き、より家庭に近い環境である里親による養育を優先します。

取り組む内容

長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位で設置する里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育を支援する取組を推進します。

児童養護施設、乳児院等における家庭的な養育環境の整備や市町村等と連携した地域の子育て支援に関わる取組みを推進します。

○里親委託の推進

- (1) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置（再掲）
- (2) 児童相談所への地域養育推進担当の配置（再掲）
- (3) 里親制度の普及・啓発
- (4) 包括的里親支援業務の民間委託に係る今後の方針性の検討
- (5) 施設による里親等への委託推進に向けた取組
- (6) 里親の資質向上支援
- (7) 里親会と連携した里親等への支援
- (8) 地域社会と連携した里親等への支援
- (9) 里親等への委託推進に関わる職員の資質向上
- (10) 広域での里親等への委託マッチングのためのしくみの検討

○施設の小規模化・地域分散化、高機能化・多機能化、機能転換

- (1) 小規模化、地域分散化
- (2) 高機能化、多機能化・機能転換

評価指標

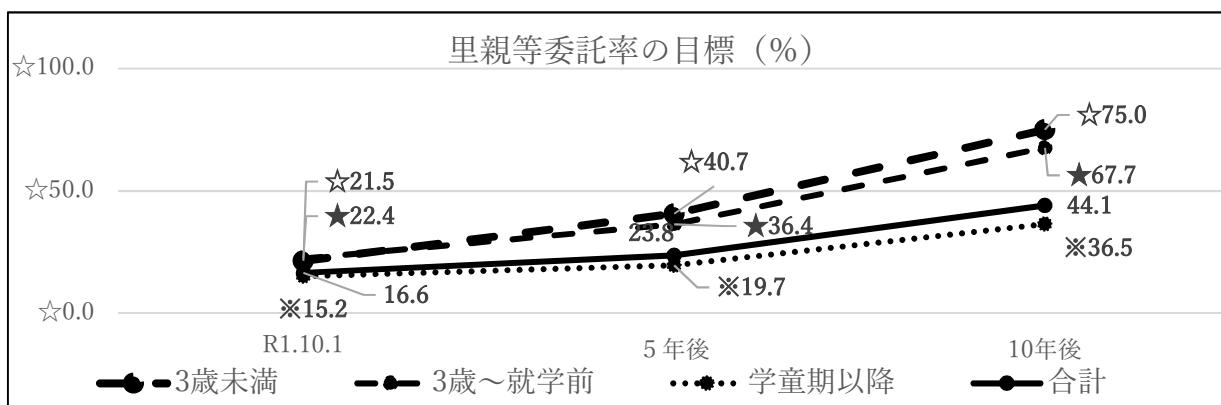
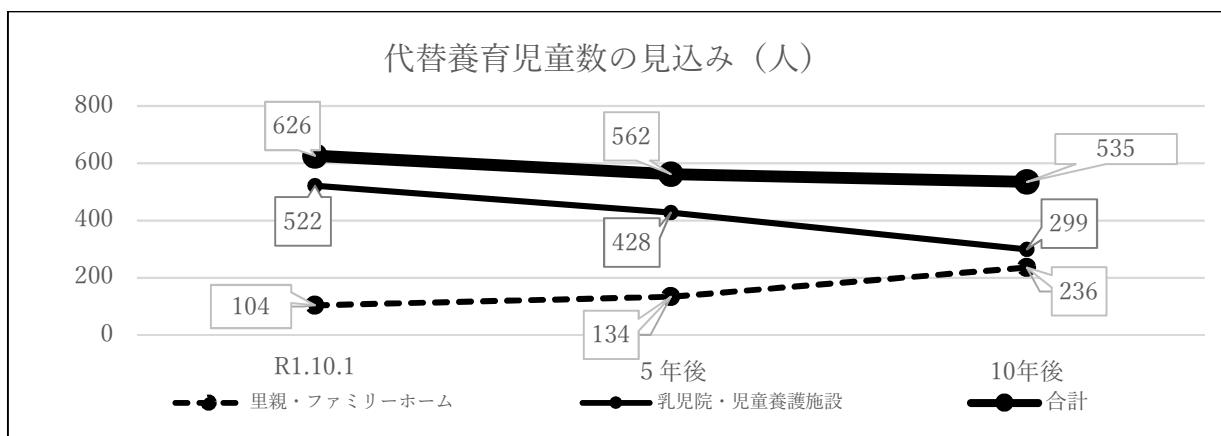
評価指標	現況値		目標値	
	H30 年度	R6年度	R11 年度	
児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数(件)	8	12	18	
里親登録者数	179	H30 より増加	R6より増加	
里親・ファミリーホーム委託児童数(人)	98	134	236	
里親・ファミリーホームへの里親等委託率(%)	16.1	23.8	44.1	

(参考)

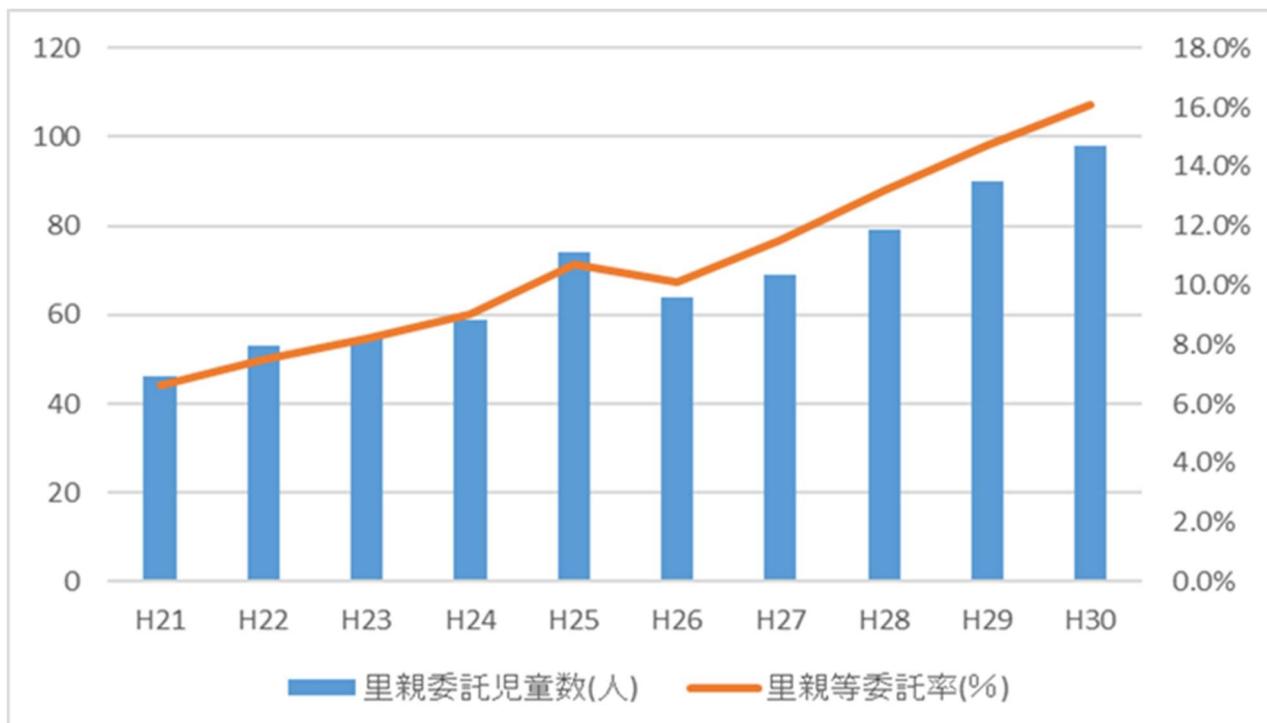
里親登録者数推移	H26	H27	H28	H29
里親登録数	169	196	207	191

*里親登録数については、専門里親及び親族里親はほぼ変わらないものの、養育里親及び養子縁組里親については、登録消除(更新見送り等)

数が新規登録数を上回り、近年減少傾向にある(更新研修時の時間的・金銭的負担や家族状況・就労形態の変化や年齢的限界等の要因による)



長野県における里親等委託率及び委託児童数の推移のグラフ(過去 10 年)



基本目標4 子どもの自立が促進される

目指すべき姿

代替養育により育てられた子どもの自立支援にあたっては、必要とされている自立支援策の充実を図り、自立後も継続して生活が円滑に営めるよう支援していきます。

取り組む内容

自立に関する実態・課題の把握に努めつつ児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実させます。

○社会的養護自立支援に向けた取組み

- (1) 自立支援事業の充実・周知
- (2) 入所中、委託中の自立支援の充実

評価指標

評価指標	現況値		目標値	
	H31 年度	R6 年度	R11 年度	
代替養育を受けていた子どもの大学等進学率 (%)	32.4 (暫定：H30)	54	全県の進学率 と同水準	

基本目標5 子どもの養育を地域で支える人材を育成する

目指すべき姿

官民が一体となって人材確保から育成までを行うシステムの構築を目指します。このシステムでは、県・市町村などの行政と、人材の養成を担う大学等の教育機関、社会的養育の中心となる児童養護施設や里親等、さらにはこれらを支援する関係機関が相互に連携・協力して、専門的な人材の確保・育成を目指します。

取り組む内容

市町村、県（児童相談所）、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実を図るとともに、専門的な人材の確保から育成までを官民一体で行うシステムの構築を進めます。

○家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を地域で担えるための人材育成

- (1) 関係者による人材確保・育成システム検討会（仮称）の開催
- (2) 人材確保・研修の充実

評価指標

評価指標については、具体的な取組における検討結果を踏まえ、今後効果測定に適切な指標を設けるものとします。